

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領

(目的及び趣旨)

第1条 この要領は、認可外保育施設について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知。以下「指導監督通知」という。）に基づく指導監督の効果的な実施を図るとともに、指導監督通知の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）を満たしていると認められる施設に対し知事が行う証明書の交付に関して必要な事項を定める。

(対象施設)

第2条 この要領の対象となる施設は、児童福祉法（以下「法」という。）第59条の2第1項の規定により知事への届出が義務づけられている施設とする。

なお、届出対象外施設についても、指導監督基準に基づき、引き続き適切な指導監督に努めるものとする。

(立入調査及び改善指導)

第3条 証明書の交付は、「島根県認可外保育施設指導監督実施要綱」（以下「指導監督実施要綱」という。）の第11条に定める立入調査及び第14条に定める改善指導の結果を踏まえて行う。

2 指導監督実施要綱第11条に定める立入調査の結果に基づく改善指導にあたっては、指導監督基準により、立入調査の結果の評価について別表のとおり文書による改善指導（以下「文書指導」という。）を行うべきものと口頭による改善指導（以下「口頭指導」という。）が可能なものを定める。

具体的には、別表に掲げる判定区分がBの事項（指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの）については口頭指導により対応することとし、Cの事項（指導監督基準を満たしていない事項で、判定区分がB以外のもの）については文書指導により対応することを原則とする。

ただし、判定区分がBの事項であっても、以前の立入調査において指摘がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指摘がなされる場合など、児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うものとする。

- 3 前項の評価の結果、文書指導を行う場合には、指導監督実施要綱第14条に従い、概ね1か月以内の回答期限を付して文書による報告を求める等の措置を講じる。また、口頭指導を行う場合には、立入調査時に対面により、又は事後に文書による報告若しくはこれに準ずる電話・FAX等の方法により、改善状況の確認を行う。

(指導監督の実施機関及び証明書の交付機関)

第4条 第3条に定める立入調査、改善指導及び第7条に定める証明書の返還、第5条第3項に定める指導監督基準を満たす旨の証明書の交付及び第8条に定める証明書の再発行については、島根県東部（隠岐を含む。）に所在する施設に対しては、「子ども・子育て支援課」、島根県西部（大田市以西）に所在する施設に対しては、「地域福祉課石見指導監査室」（以下「実施機関」という。）で実施する。

(証明書の交付)

第5条 実施機関は、認可外保育施設について第3条の立入調査を実施し、当該施設が別表の全項目について適合する施設（以下「指導監督基準を満たす施設」という。）かどうかを確認する。

- 2 第3条第1項の立入調査により同条第2項の文書指導又は口頭指導を行った場合において、同条第3項の改善状況の確認により当該施設が別表の全項目について適合していると認められるときは、指導監督基準を満たす施設とする。
- 3 実施機関は、第1項及び第2項により確認された指導監督基準を満たす施設の設置者等に対し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の設置者等に対しては様式1による。法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下）の設置者等に対しては様式2による。法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の設置者等に対して、複数の保育に従事する者を雇用しているものについては様式3、複数の保育に従事する者を雇用していないものについては様式4による。以下同じ。）（以下「証明書」という。）を交付する。

(証明書の有効期間)

第6条 証明書の有効期間は、証明書を交付した日から、第7条によりその返還を求められたときまでとする。

(証明書の返還)

第7条 実施機関は、証明書の交付を受けた者が、指導監督実施要綱の第11条の通常の立入調査、第12条の特別立入調査等により、第5条第1項に定める証明書の交付要件を満たさなくなると認められるときは、証明書の返還を求めるとともに、当該返還を求めた日付につき記録を残しておくものとする。

2 実施機関は、第3条の立入調査により、新たに証明書を交付する場合には、先に交付した証明書につき回収を行う等適切な措置を講ずるものとする。

(証明書の再発行)

第8条 証明書の交付を受けた者は、証明書を紛失等した場合には、証明書の再交付を求めることができる(様式5)。ただし、再交付を受けた後、紛失等した証明書を発見したときは、ただちに、発見した証明書を知事に返還しなければならない。

(情報提供等)

第9条 知事は、証明書を交付した事実について、ホームページへの掲載等による公表及び市町村等への情報提供を行うとともに、市町村においても一般への情報提供が行われるよう求めることとする。

2 また、証明書の交付を受けた者は、保護者等からの求めに応じて証明書を提示することができる。

附則

この要領は、平成17年2月18日から施行する。

この要領は、平成17年6月3日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

ただし、第4条及び第5条第1項は令和2年12月1日から施行する。

この要領は、令和3年10月21日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。